

議案第 16 号

令和 8 年度使用教科用図書採択基本方針について

令和 8 年度使用教科用図書採択基本方針を次のように定める。

令和 7 年 4 月 17 日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

令和 8 年度使用教科用図書採択基本方針

教科用図書の採択に当たっては

- 1 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。
- 2 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。
- 3 教科用図書については、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。

(1) 高等学校

- ア 採択検討委員会
- イ 調査部会
- ウ 事務担当部会

(2) 特別支援学校（特別支援学級を含む）

- ア 採択検討委員会
- イ 調査部会
- ウ 事務担当部会

(提案理由)

横須賀地区の令和 8 年度使用教科用図書の採択に当たり、公正を期し、かつ、よりすぐれたものを選定するための採択基本方針を定めるため。

(参照)

教科用図書採択検討委員会条例

(設置)

第1条 市立学校において使用する教科用図書の採択に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市教科用図書採択検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市立学校に在学する児童又は生徒の保護者及び学校教育関係者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、毎年度、前項の規定による委嘱及び任命の日から8月31日までとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(部会長)

第7条 専門部会に部会長を置き、委員が互選する。

2 部会長は、専門部会において検討した事項を委員会に報告しなければならない。

3 第3条第2項及び第3項、第4条並びに第5条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

教科用図書採択事務取扱要綱

(総則)

第1条 この要綱は、教科用図書採択に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）への諮問に際し必要な検討及び資料の作成のため、教育委員会は教科用図書調査事務局を設置し、別表に掲げる区分・人数の教員による調査部会及び事務部会を構成するものとする。ただし、調査部会については、採択替えが行われる校種について設置するものとする。ただし、前年度の教科用図書検定において新たな図書の申請がなかった場合は、設置しないことができる。

2 調査部会及び事務部会の部会員となる教員については、毎年度5月20日までに、教育委員会が指名するものとする。

3 前項の指名に当たっては、教員のうちから学校教育に経験豊かで、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を指名するものとする。この場合、小中学校については、特定の学校において多数の部会員を指名しない等学校間のバランスにも配慮するものとする。

4 調査部会においては、検討委員会における適正な教科用図書の採択に繋がるべく、専門的事項の調査研究及び資料の作成を行うものとする。

5 事務部会においては、検討委員会における適正な教科用図書の採択に繋がるべく、各学校で行った教科用図書の調査研究に関する資料の作成及び教科書需要数に関する報告を行うものとする。

(部会長等)

第3条 調査部会及び事務部会において、校種ごとに部会長を置き、部会長を中心として教科用図書に係る検討及び資料の作成を行う。

2 前項の部会長は、部会員の互選によるものとする。

3 部会長は検討委員会に出席し、必要な説明等を行うものとする。ただし、部会長が出席できない場合は、あらかじめ部会長が指名した部会員が代理として出席することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

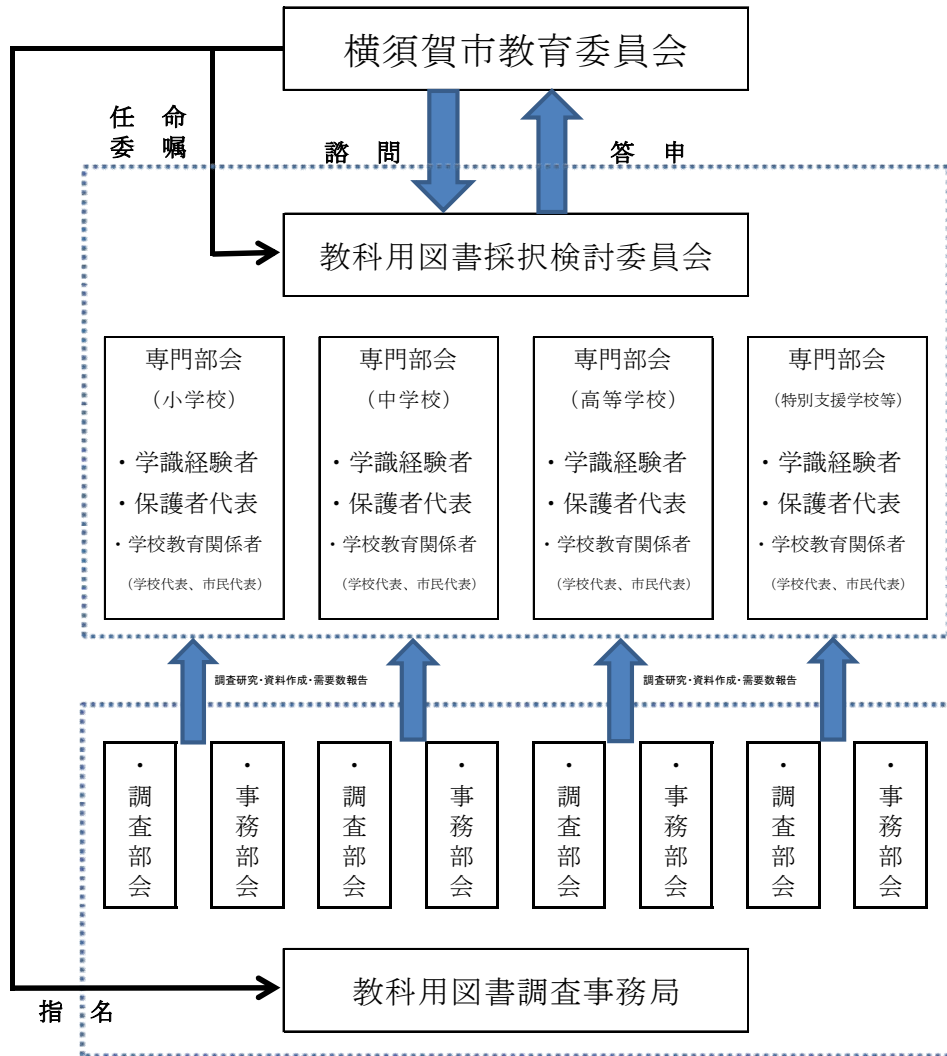
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

| | 学校の区分 | 内訳 | 総人数 |
|------------------|----------|--|-----|
| 調査 部 会 | 小学校 | 国語（書写含む）、社会（地図帳含む）、特別の教科 道徳 各 7 人 算数、理科、生活、音楽、図工、家庭、保健、外国語 各 5 人 | 61人 |
| | 中学校 | 国語（書写含む）、社会（地図帳含む）、技術・家庭、特別の教科 道徳 各 7 人 数学、理科、音楽、美術、保健体育、外国語 各 5 人 | 58人 |
| | 高等学校 | 10教科（国語、地歴、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭科、情報） 各 1 人 商業、工業、福祉 各 1 人 定時制 2 人 | 15人 |
| | 特別支援学校 | ろう 2 人、養護 1 人 特別支援学級 4 人（小学校 2 人、中学校 2 人） | 7 人 |
| 事 務 部 会 | 小学校 44人 | | 71人 |
| | 中学校 23人 | | |
| | 高等学校 2 人 | | |
| | ろう学校 1 人 | | |
| | 養護学校 1 人 | | |

(横須賀地区)

事務の流れ



◎ 令和 8 年度使用教科用図書採択関係の日程

令和 7 年 4 月 17 日 (木)

- ・採択基本方針上程、採択検討委員委嘱 (教育委員会会議)

令和 7 年 5 月 9 日 (金)

- ・第 1 回採択検討委員会

令和 7 年 6 月 13 日 (金) ~ 26 日 (木)

- ・教科用図書展示会 (横須賀市教育研究所、産業交流プラザ)

令和 7 年 7 月 16 日 (水)

- ・第 2 回採択検討委員会

令和 7 年 8 月 15 日 (金) 予定

- ・令和 8 年度使用教科用図書の決定 (教育委員会会議)